## 保育所運営費の一般財源化に関する意見書

今、保育所運営費を特定財源である国庫負担金ではなく、一般財源として、 交付される動きがある。

かって、保育所措置費は8割が国庫負担であった。それが1985年には7割に、1986年には5割に削減された。(法改正1989年)その中で、地方自治体は住民のニーズに応えるべく保育を実施してきた。

今回、政府は「国と地方に係わる経済財政運営と構造改革に関する基本方針」 を閣議で了承し、地方への国庫補助事業の廃止・縮減、すなわち地方の「経常 的な事務事業に関わる国庫補助金の一般財源」の方針を定めている。

直ちに保育所運営費の一般財源化を求めていないが、幼稚園と保育所の制度 全般や社会福祉施設に対する補助金等の財政措置のあり方について検討し、実 行に移すことを主眼としている。

一般財源に保育所運営費を含もうとしているが、一般財源の総額は縮小されており、各地方自治体の負担はますます大きくなるとともに、何に財源を使うかの判断も必要となる。

また、総合規制改革会議では、幼保一元化を最重要項目にするなど、調理室設置義務廃止とあわせて、あまりにも現場を無視した強引な計画である。

財政削減を目的にした制度改革は現状に則したものではなく、この問題は法律の根幹に関わり、厚生労働省からも反対の意見が出されている。

よって、政府に対し、子供の権利保障を第一義的に考え、国民的な議論を時間をかけて行うことを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年(平成15年)10月28日

高 砂 市 議 会